

馬場 宣昭 氏 北海道納貯連会長表彰 受賞

北海道納税貯蓄組合連合会は、納税貯蓄組合法施行55年を記念し、納税推進に功績のあった道内34個人の表彰を行い、本町から馬場宣昭さん（6区）が表彰を受けられ6月28日に開催された名寄地方納税貯蓄組合連合会定期総会で今藤会長から表彰状の伝達を受けられました。

馬場さんは、6区納税貯蓄組合副会長を永く務められた後、平成13年から組合長に就任、さらに平成15年度からは和寒町納税貯蓄組合連合会長を務められるなど、永年にわたり納税の奨励と納期内完納に努められており、この功績が認められて今回の表彰となりました。



7月1日付にて次のとおり新会長が決まりました。

和寒町老人クラブ連合会・和寒町高齢者交通安全クラブ
新会長 佐々木 一 （三和寿学園）

カメ虫駆除 補助の受付を開始！

1. 受付期間 8月1日から8月31日まで
2. 補助対象 住宅・併用住宅・集会施設（今年度から事務所、店舗等は対象外になりました。）
専門害虫駆除業者により駆除作業を実施した場合に限る
3. 補助金額 今年度から補助率、補助上限額が変わりました。
害虫駆除費用の2分の1とし、3万円を上限とします。
（百円未満切捨て）
4. 費用の算定 1㎡当り500円程度×床面積×消費税＝駆除費用
（例）一般的な家庭二階建て（110㎡程度）
57,750円×2分の1＝28,875円
補助額28,800円（百円未満切捨て）
5. 申請手続き 銀行口座番号・印鑑・駆除業者からの見積書（もっている方）を持参し役場住民課環境衛生係へ申請してください。



障がい福祉サービス費の利用者負担分を助成します

平成18年4月から障がい者自立支援法の施行に伴い、施設入所者等の食費・光熱水費が原則自己負担となり、障がい者福祉サービスに係る利用者負担額がこれまでの応能負担から1割の定率負担に改正されました。

国の制度により、所得に応じた月額上限額や利用者負担の軽減策が講じられていますが、疾病や交通事故・高齢化により障がいをもつかたの自立と安定した生活を確保するため、各種障がい福祉サービスに生じる自己負担額の全額を助成します。（食費・光熱水費等は除きます。）

対象となる方：身体・知的・精神の障がいのある方、障がいのある児童

障がい者自立支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定を受けた方に限ります。

対象となる費用： 障害福祉サービスにかかる費用の利用者負担分

ホームヘルプ、ガイドヘルプ、デイサービス、短期入所、グループホーム、入所施設、
通所施設などのサービス費用 **食事代・光熱水費は自己負担です。**

知的援護施設入所者の医療費

対象施設：知的障がい者更生施設、知的障がい者授産施設など

申請方法：サービスや医療に係る領収書と印鑑を持参の上、保健福祉課にて申請願います。

お問い合わせ先：保健福祉課福祉係【 32-2000】

「補装具費」の利用者負担が原則1割となります！

身体機能を補完・代替するために身体障がい者が装着する義足、車いす、補聴器などの「補装具」支給の際の利用者負担が、平成18年10月から原則1割負担となり、所得に応じた月額上限額が設定されます。

申請には、医師の診断書・身体障がい者手帳などが必要ですので、詳しくは保健福祉課福祉係にご相談ください。

